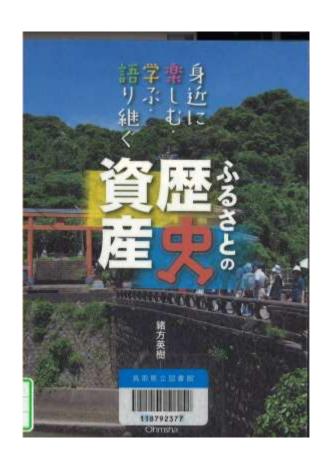


# はじめに



### ◎ ● 若桜街道・防火帯



全国初の防火建築帯指定を受けた 復興の道

#### , 111, 見どころ

HIGHLIGHT

「日本の道 100 選」(国土交通省) に選ばれている若桜街道は、鳥取駅から鳥 取県庁へ通じている。昭和 18 年の鳥取大震災や 27 年の鳥取大火を教訓に、復 駅の都市改造を行い、その若桜街道の沿道廊店街は全国初の建築防火帯となった。

#### 是 歴

HISTORY

江戸時代に城下町として栄えた島取市は、明治・大正時代の大水害、昭和の大 震災 (M7.2 の直下型)、大火と3度も壊滅的な大災害を経験している。

鳥取大震災の復旧にようやく目途がついた矢先の昭和27年、鳥取市内の約 1/3である160万m<sup>®</sup>を焼失、7240棟が罹災、戦後最大の都市大火といわれる。 その大きな原因として地震復興の応急的な木造住宅が多かったこと、市街の中心を流れる旧袋川(島取城の外堀)が防火帯の役目を果たせず、むしろ川沿いの バラック住宅によって住宅地や役所などへの延焼を広げた点などが挙げられている。フェーン現象の強風にあおられ、1分間に家屋7戸強ともいわれた。旧城下 町である市街を焼き尽くした炎が鎮火したのは火災発生後の翌日未明であった。

復興に向けた政府の対応は早かった。 火災の翌日には建設省(現在の国土交通 省)の担当官が視察して、すぐに耐火建築物促進法が国会で可決された。この法 律によって、火災に強い建築物によって延戍をくい止める都市計画が行われるよ うになるのだが、鳥取市の若桜街道筋の防火帯はその最初の取組みとなった。建 築防火帯とは、市街地を分断する若桜街道に面した商店街を防火地域として指定 して鉄筋コンクリートの耐火建築にするというもので、この火を防ぐコンクリートの様づくりが復興計画に対する意気込みを象徴していた。さらに、土地区画整 理や鳥取駅前の改造、道路網や河川の整備などによって、都市の不燃化を全国に 先駆けて実施した。

現在では、市街地の核を鳥取駅周辺地区と鳥取城周辺地区として、若桜街道と 智頭街道を輸とした中心市街地の活性化を目指している。



### 1

#### 技術・人

ECHNOLOGY, PEOPLE

3連のヴォールトアーチ (かまはこ型) が美しい若桜橋は、昭和9年架橋、若 桜街道と国道29号級を結ぶ地元の生活道である。車の通る橋面にはすり減らな いように膠石コンクリート \*\*\*) が用いられている。

戦前につくられた貴重な3連橋として平成16年に土木学会選奨土木遺産、平 成19年には国の登録有形文化財に登録された32。

#### 学び・継承

STUDY, HERITAGE

鳥取市内には、大震災と大火という天災にも耐えた歴史的建築物がある。かつて参勤交代の道として栄えた智頭街道の商店街にある五臓側ビルである。

昭和6年に建てられた鉄筋コンクリート3階建てはモダンな洋風建築で、地域 のランドマークともなっている。平成22年に文化庁の登録有形文化財に指定さ れ、耐震・補強工事による復元がなされて、平成23年3月にリニューアルオー プンしている。

災害を契機にまちづくりに取り組んできた鳥取市は、時代の潮流によって新た な課題と向き合っている。人口の郊外分散、モータリゼーション(自動車交通の 発達)などによる中心市街地の衰退である。街なかの魅力や居住性を高め、負担 の少ない住宅供給、安心できる道の整備など多極型コンパクトシティを目指す。

3-7 若桜街道・防火帯 ■ 鳥取県

- ●防火帯(ぼうかたい、英語:firebreak)
  - ●防災上設けられる、可燃物が無い、延焼被害を食い止めるための帯状の 地域である。この場合の可燃物とは、森林なら樹木、住宅市街地なら家 屋等の建造物であり、化学プラントにおいてはパイプラインや原料タンク 等が相当する。

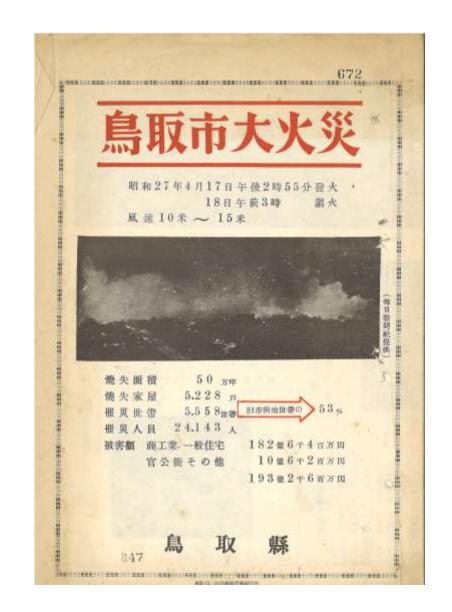
### ●防火建築帯

●街の防火を目的に、1952年(昭和27年)、耐火建築促進法が法律第160号で施行され、この法に基づく防火建築帯造成事業が開始される。<u>都市の中心部に地上3階以上、高さ11メートル以上の耐火建築物が帯状に建設された防火帯を作ろうという目的</u>で、防火建築帯は長屋形式の共同商店建築を成していた。都市の不燃化のみならず、共同化による都市の高度利用をも目的とし、日本の市街地改造の系譜の中で初期の試みという位置づけがなされている。鳥取大火の復興に初めて適用され、3327mの防火建築帯が造成された。防火建築帯造成事業は制定後各地の大火復興で用いられ、1953年の大火の復興にあたって893mの防火建築帯を造成した大館市では、1956年の大火でその効果を発揮した。大阪などでは大阪における集合住宅形成史にあるとおり、中高層建築物融資と併存住宅について耐火建築・都市の不燃化の促進をすすめた。

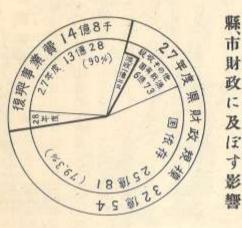
# 1鳥取大火とは

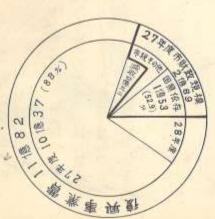
# 鳥取市 大火災

鳥取市大火災害誌編さん 資料綴(1953年、公文書館 所蔵229900132)中にあり。











縣下各地からの奉仕隊

十八日—二十四日

**画館等被客總計百九十三億**田

九、

七二五人

一日平均

續を到著する奉仕隊

在 ラ ララ教援物費 ラ中 H 挑帶食糧 兵 央委員 司 合 五〇〇 00 4000

0

人相分

戦後最大の大火

E000 個箱箱枚



キャンペル輸送隊長と握手する 西尾知事 (毎日新聞配提供)

#### の大半を熄失した 地区警察署、 術は全滅し、 郵便局、 工場。

取市経済の中心部である商店 め五二二八戸を燎失したが鳥 驗場木材指導所、圖書館、 行各支店、鳥取銀行本、支店 銀行。山陰合同銀行、三和銀 縣立盲学校、嬰題学校、 調查庁、縣立中央病院、運動小 主なるものは検察庁、 醇風小學校、 海所、圖書館、映 百貨店、工業試 新聞駐等殆どそ 西中学校 銀行、 勘案



トラック80台をもつて4月20日 未明より額々到著

を防火帯とする緑化公園を作り市街地を分離して防火都市 線の両側を防火建築帯とし、建築物を不燃化すると共に袋川 を建設せんとするものである。 ・鳥取駅前より若桜街道を経て鳥取県庁に到る停車場県庁

# ☆復興計畵基本方針☆

到る停車場縣廳線の兩側を防火建築帯とし、建築物を不燃化すると共に袋川を防火帶とする綠 指定されて來ているが、今回四月十七日の大火によりその大部分を燒失したのでその再建に際 本市の中心市街地は、 しては、再びこのような災禍をくりかえさない 地を分斷して防火都市を建設せ 昭和二十五年五月十七日建設省告示第三十一號により準防火地域として ため、 んとするものである。 鳥取駅前より若櫻街道を經て鳥取縣廳に

衛生、厚生その他の公共施設は之を不燃建築とせんとするものである。 智頭、 鹿野三街道を中心に商業地帯、 本市周邊を工業地帯として計 画

區劃整理に伴う假換地の交付は本年五月中に終了し、都市計画は本年より二ケ年間に完成せし

めんとするものである。

住宅復興計画は本年度におい 四四戸を建築せんとするものである。 資による一、〇〇〇戸、 公營住宅による一、五六九戸、災害敷助法による應急バラック一、 て防火建築帯として不燃建築街一九、 八〇〇坪、 住宅金融公庫融

更に鳥取市は山陰の中心商工都市であるが今次災害を蒙つたところは市の最も中心繁華街であ て連に政府資金等の導入を闘り對策を講ぜんとするものである。 商工業者の損害が被害總額の九割以上に達するの狀况に鑑み之が應急復興資金につ

# ☆復興事業計畵概要☆

一、公共施設及住宅関係資金計畫

						000,000	內 融 賣	
						400,000	金融公康住宅	住宅人
一元,云	長、五	二、一一一 八大大	光, 204	451,0490	1(04)(40)	0111,1683.1	101	合
<b>炎</b>	嬰	10,140	×.×.00	0,1140	OPILIT.	11,400	の他	ě
1天7000	00E00	KK*K00	31K*000	104,000	1	12E-000	工願條	施
中、福州	世報	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>元、</b> 美二	六、省	三香" 也完	M11, 1840	数関係	文
10,000	元、400	#三二元	公,1重	0PX_130	悪の「型語	411,112	生、衛生関係	民
商、完	公, 表	<b>卷</b> 号、衣	田子公元	14.40	D112,10g	公一也	築 関 係	Æ
三、大夫	15.15I	豐二、売光	呼呼	10%(3)	000010国に	<b>一一</b> . 浪	市計画關係	都
八八名	一次"岩	一、海风、河	<b>適0.140</b>	八01.000	表1,001	三二四二元	計画事業費	復旧
中"村间	三十二	一光"当三	<b>灵</b> 、三七	元二個	1047010	<b>美</b> 、共	姓策事業费	應合
市額	地 方 負	補国 助 額庫	市福	地方負	補国 助 額庫	4 第 型	第	ajt
望		要	朣	<b>新</b>	马			

一、商工業復興關係

849

# 別の高率補助並に格別の御援助を願いたい。鳥取駅前より鳥取県庁に到る防火建築帯指定に伴い之が特 防火建築指定に伴う特別措置について

## 要 望 事 項

標及市の財政力補強措置として臨時特別法等の制定方について

底不可能の質情にあるので、かかる点を御洞察の上財政補養の措置としてこの際臨時特別法を早急制定する等九朝程度の高率国庫援助が行 源及市の財政状態は困窮の権に違している桁柄側々今回の大火災に遭遇したのであるが之が夜美費は巨額に上りその需要額を助うと とは到

防火建築帯指定に伴う特別措置について

鳥取驛前より鳥取薦職に到る訪火建築帶指定に伴い之が特別の高率補助並に格別の御援助を願いたい。

地方財政平衡交付金の増額措置について を追加せられるよう格別の増額措置を請ぜられたい。備之が超貨措置について早急に決定せられたい 億円の短期融資は公營住宅復旧及補災放助による短期職費等に限定せられ如何ともしがたい實情にあるので、更につなぎ資金として八億円 今回の災害復旧事業計詞を総行するためには、公共施設の復旧等總額約二十六億六千三百余万円の巨費を更するが、目下決定されている二

及市の財政は極度に困難するので、地方討政平衡交付金の増額について格別の御措置を願いたい。 今回の災害により島東市の衛工業境帯は殆ど懐滅したのであるが之の事業税、 入場税、避興飲食税。固定賽應稅等税の減收及減免措置等臨

商工業の復興は最も急務を嬰しとの線急復興賽登は總額凡モ三十六億円となるる。この中とりあえず二十二億円を必要とするので國庫賽金

翁次の指置についても供せてお願いしたい。 又は日銀銭炭の融資を願いたい。 南工業復興資金として政府資金又は日銀斡筋の融資について

- 無及び市に於て又は縣垣用保証官會に於て金融機関に對し損失保証の措置を講するがとりあえず政府資金による融資十三億円の特別服

- 国民金融公庫の融資額はとりあえず五千万円と決定しているが、これを選に二億円に増額せられたい。
- 臨工組合中央金庫は未だその方針が決定していないがとりあえず二億円の融資を願いたい。
- 住宅金融公庫取扱の住宅資金は二億円と決定しているが更に二億円と帰額せられると共に商業期係の店舗に對しても観査するよう特別
- 復興用木材について 万円の措置について早急にお願いしたい。

農林関係資金の融資並びに国庫補助金の交付について

農林関係の應急復旧費は約一億八千万円を必要とするがとの中一般融資四千二百万円農林漁業賽彙よりの融費一億一千万円、

国庫補助與千

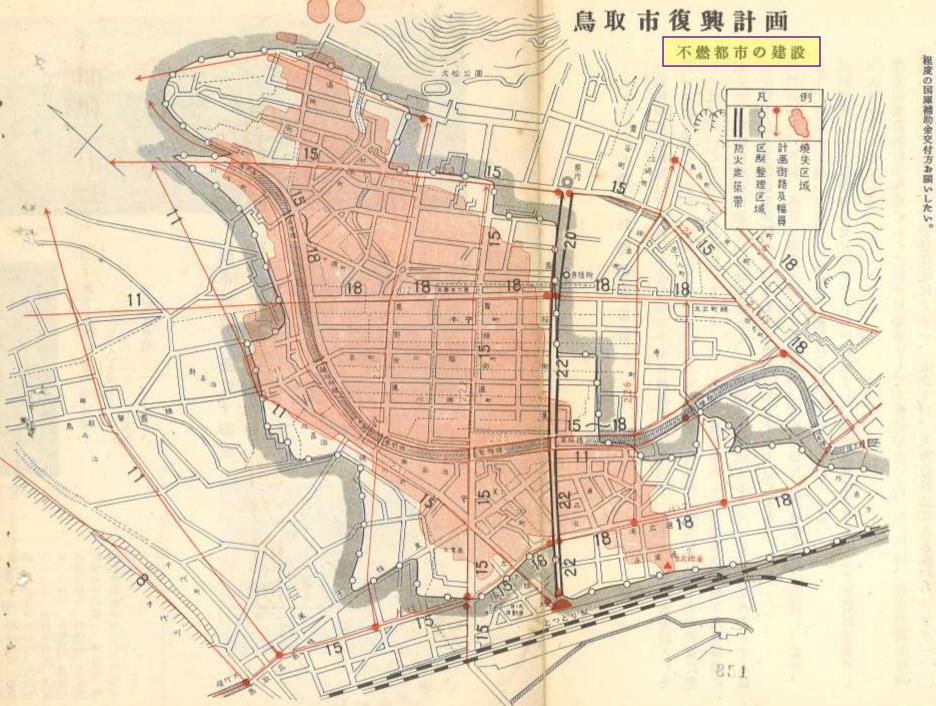
岡山、廣島、山口、兵庫)よりの救援方について格別の御協力を願いたい。 災害復興用木材は約五十二万石を要し、この中早命に、十七万三千石を必要とするのでこの際国有林六万石の第下 と可時に蘇縣 (島根)

国民健康保険の再建について **職災のため税並びに保證料が徴牧不能となつたのと観災民の殆どが蒙蒙に苦しみ生活の根據さえもだぶまれる現况に鑑み鳥取市国民健誘保** 

中小企業等協同組合共同施設復旧費国庫補助金の交付について 殷の再建整備に絕大なる御助成を願いたい。

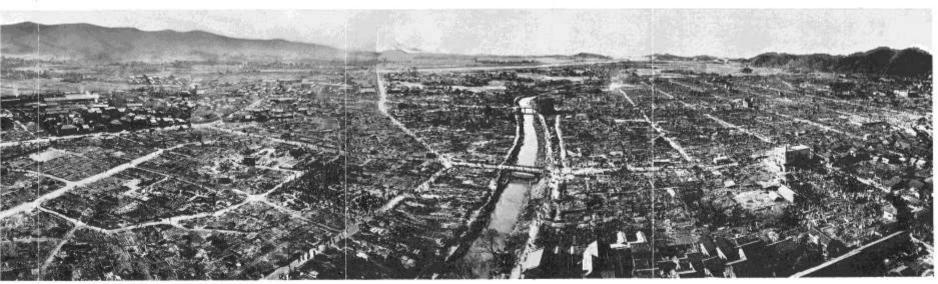
程度の国庫補助金交付方お願いしたい。 国庫補助金の交付を受け共同施設を設置している組合のうち今回の災害を被つたものは七組合であり被害額八千余万円に上るので之が牛前





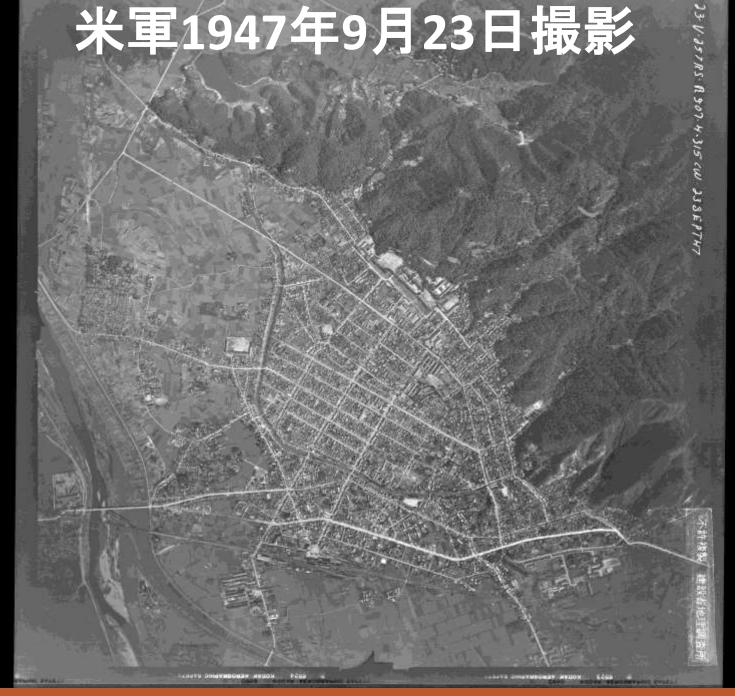
### 焼失前(上)と焼失後(下・大火翌日)の鳥取市内





x 市 街 雜 路 全 景 (大大変日報節)

鳥取県立図書館





### 鳥取市中心部の焼失範囲





1947年9月23日

1952年11月2日

表 1 戦後の主な火災被害都市 (焼損面積 150,000 ㎡以上のもの) 7)

県名	都市名	出火日時	焼失面積 (㎡)	焼損面積 (㎡)	焼損棟数	罹災世帯	罹災人数	損害額 (万円)
長野県	飯田市	S22. 4. 20 11 : 48	727, 000	481, 985	3.742	4.010	17.771	150,000
秋田県	能代市	\$24, 2, 20 0:30	833,000	210, 415	2, 238	2, 239	8,790	302,559
鳥取県	鳥取市	\$27, 4, 17 15 : 00	1,521,000	449, 295	7, 240	5, 714	20, 451	1, 932, 439
北海道	岩内町	S29. 9. 26 20 : 20	1.256.000	321, 311	3, 299	3, 398	17, 223	931, 411
新潟県	新潟市	S30, 10, 1 2 : 50	259,000	214, 447	892	1, 193	5,896	698, 707
秋田県	能代市	\$31, 3, 20 22 : 50	315,000	178, 933	1,475	1,263	6,087	201, 638
秋田県	大館市	S31. 8. 18 23 : 45	252.000	156, 984	1, 344	770	4.323	402, 200
富山県	魚津市	\$31, 9, 10 19: 45	496,000	175, 966	1,677	1,597	7, 078	159, 014
山形県	酒田市	\$51, 10, 29 17 : 40	225,000	152, 105	1, 774	1,023	3, 300	4, 050, 000

注) 焼失面積:火災により焼失した区域の総面積。道路や緑地などの建物面積以外も含まれる。

焼損面積:焼損したことにより建物としての機能が失われた部分について延べ面積の算定要領により算定した面積。

# 

# 家々に飜える日章旗 縣下各地で多彩な行事

第3世紀日の日本の日本の出てきるぐらの日本(日本)「古代世界」「古代日本」「古代日本」のは他に行び」の書面が 原理が、他の、日本、京和北本に八日からて八日本世紀下の世紀打つ宮田株式「日本地上女がよう」以下編 原理が、他の、日本、京和北本に八日からて八日本世紀下の世紀打つ宮田株式「日本地上女がよう」以下編

# 四四四

# 新市街は

鳥取都市計画

11 十五张

# 両陸下が御参列

天意記字のお智葉

戰沒者追悼古

# 電共産系の行為に断定 の成立急が

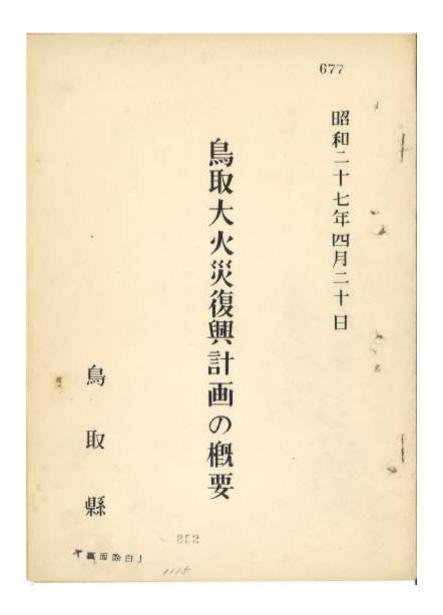
聖徳温温温の理論が

昭和27年5月3日付日本海新聞

## 鳥取大火災 復興計画の 概要

昭和27年4月20日

(鎮火から3日目)



# 画 0

今 0 要 体 7 を も 呈 は 的 積 0 極 ま 復 計 ま 0) 的 鳥 寸 闡 画 目 た 計 取 な 0 3 桓 0) 桌 市 御 久 画 立 6 援 Id 案 関 大 4 的 あ 9 係 助 勿 概 を IJ 火 急 機 災 を 論 要 表 面 17 関 仰 7 14 も き" 7 あ あ 奕 7 4 緊 実 IJ 0 Ex 密 \* ま 通 3 -E す な 0) 戰 0 本 変 完成 連 かい 縣 第 復 後 6 携 空 自 あ 0 颠 在 を 前 同 体 1) E あ 期 時 ŧ 0 0 1) 1 12 き 努 ŧ 大

ŧ

惨

害

梨

力

を

中

央

た

7

す・

具

-1-

考

九

#

寸

					10. 10.											-	
돲	農林鱼菜閱口	商工業開	住宅金融公庫住宅	起	種	融	· 計	*** S 他	無 生 関 俘	商工順係	文製製係	民生關係	道路関係	建築関係	都市計画関係	種别	(-
	傈	僔	*	價			*	100	120	13%	体	13*	17	A.K	1*		1
○ <b>宮</b> 甘,田川九川	と大いと五〇	三界人名	8000.000	1.6074.000#	全部	質	GG	UB11.M11	四〇六三五七	CE1000	三九二三六	一門・エンス	- 00r. HO!	第1.000	■0代:000+	復 異 曹	1
				The state of the s	福		二十五二五六	1	14,000	-	元二三次	AA:000	· 日間:000	000.0四日	110HT0004	国庫補助見込額	
				HE ALL SALE			丁二九四七三	ODEL MIT	三八九二五七	人區,000		· 天、七二六	咒 100	000.111111	110mL,000₩	ての他	١
	100				1					I						楠	
					要	THE PERSON			THE PERSON NAMED IN	THE REAL PROPERTY.						要	

一 都 市 計

画

街路で 口豹六 性格大で 年区 LIK 版下 その 的 発展を阻害する 未逐次 市三郡を対象の 街路 拡幅 (T) 用 3 をなさず 席 たが 工業都 de 14 h 17 7 200

苦難はあ 効果を発揚 賣材 0 在 規模作ら 戦後 は家屋移 00 政府 四つのデ tit 生産都 に代って 市再建整備 東等等 して苦難時代 木工工業口若 事業を具 路事 実施され 公籍 報に 都市 遅延

-4-

つつ させる可き千載 たので て現 在に至り ある、 一週の不幸中の だが既成都 発展の曙光 市 在見る 改造の難関に苦 好機と言 至つ わればならない しんだ本 たま (今回 市 をし T 9 大火災によってその大半 将来 有機 的都市とし 3 誕生

极 建設省では 5 議 画 従来の計 12 大変更を加 早速 画 一块定落 次官 え 0 もの 局長 鳥 顶 市 唐 課長 火災復興事業計画を樹立 対 都市防災並に機能上より鋭 係官が来県してそ 0 E た・ 対 策 t 12 の計画 3 < 志県 再検討を加 題長は次 市 亚 2 E の通 関 别 保 100 11 者 0

# 総 事 第 費 四億六百萬園 三ヶ年靴続と

S

可严模要

311 を防 火帶 状 公 闡 緑 地 1 L 新 10 商 市 衡 仁 二区分す 3

吳庁 を二分 ÷ 鳥 取 都市 駅間 紡 災を図る 二料 主 巾 員 = 0 \* 1 二二米 F し耐火建築街 て一次 311

「街路網計画は別図の通りとする。

四、焼失区域内の区制整理を県が主体として施行する。

ħ 公其 施設 學 碗 墓地 AL 公園 市 嫐 観光観楽施設 0) 適 正配 凿

取市火災復興事業費年度割

	おりませ	年	度	野		
-	翁 号 为 专 昭和三十七年度 昭和三十八年度 昭和二十六年度	昭和三七年度	昭和二十八年度	昭和二大年度	捕	更
島取市火災復興事業費 四〇六〇〇〇唯 一八六二五〇 一二四、二二〇 九五、五三〇	4000000	一八八二五四	Q111.B111	九五五三〇		
土地区耐緊強等業費 三五九・八八〇 一と九、九四〇 一〇七・九六〇 ヒー・九八〇	三五九八八〇	一七九九四〇	一〇七九八〇	七二九八〇		
幹線街路事業費	Olik, kli	-	11 0九0	二 0九0 一八大三〇		
基地造成事業費	0.00	四、天〇	011国.11	11.日日〇		
防火施設整備費	000°F	一、七五〇	一、七五〇	三.至00		

# 三 道路復旧

都 市 計 画 E 旧事 よるも 装費 0 以 外 0 被 害 道 八 0.0 路 は 00 連急 4 円 禮 18 す 3

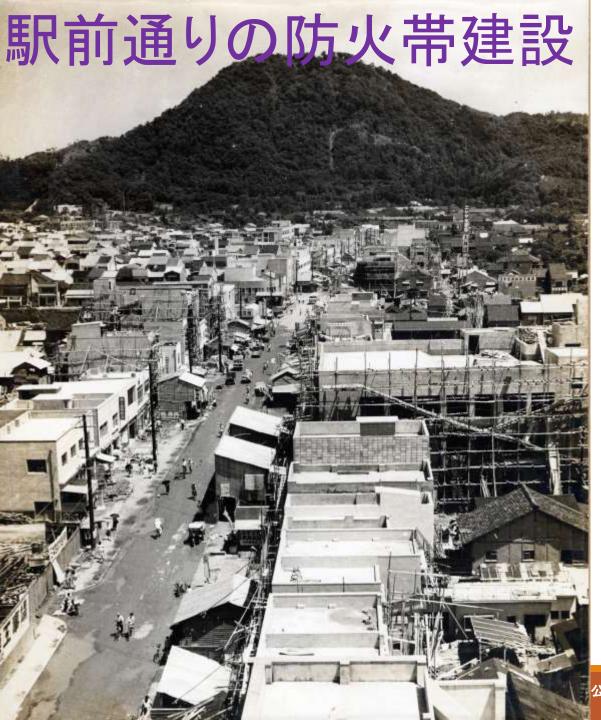
# 建建

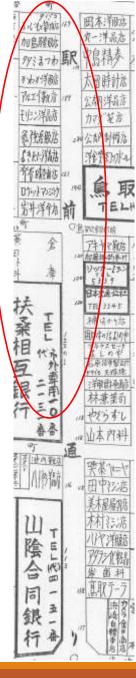
今 回 0 大 火 作 循 改 都 市 防災上 出 1) 空 差 次 0 亡 定 40 3

袋 111 帶 伏 上 U. 7 18 市 1 在 る

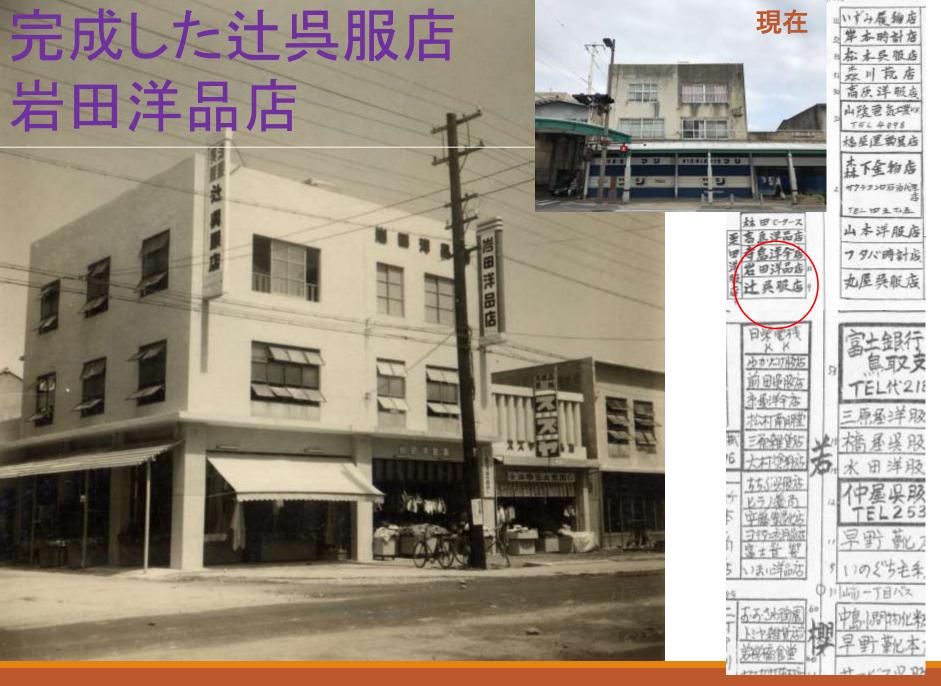
料 取 街 連 == 0 米ンし IJ 袋 Ш 中 毫 直 0 = I 青巾 庁 Ł 鄱 防 ф 奖 配 E 資 鳥 す 3 取

-5-









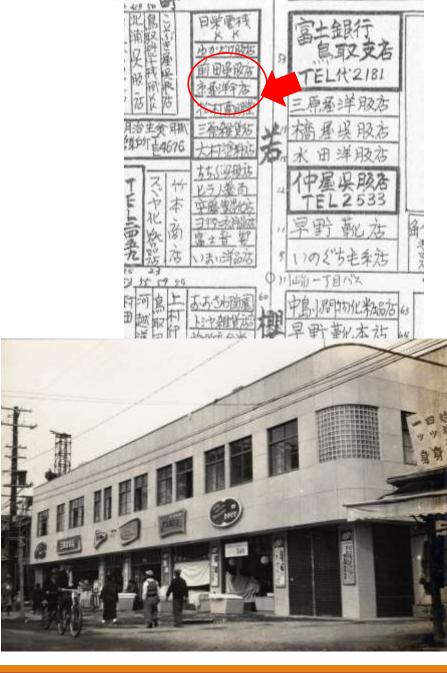
# 大火衫

大火後の新町付近は焼け野原↓

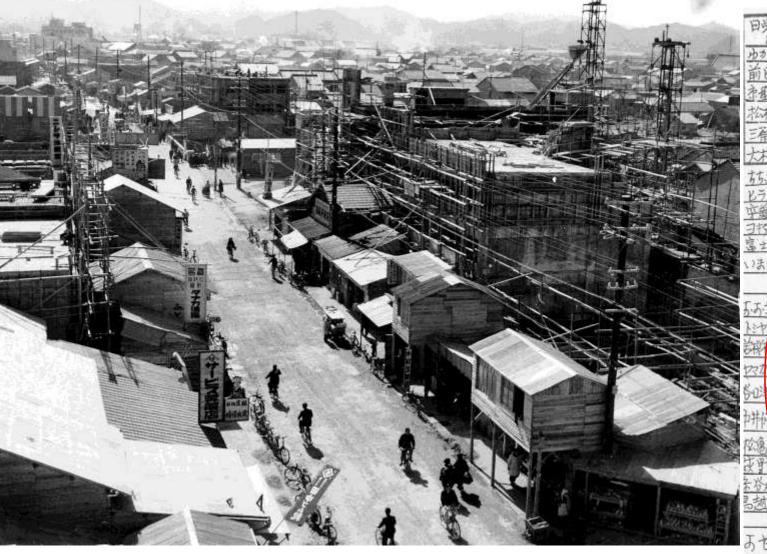
个大火後に建設した 木造店舗のさらに奥 に耐火建築を建てる ことになった。



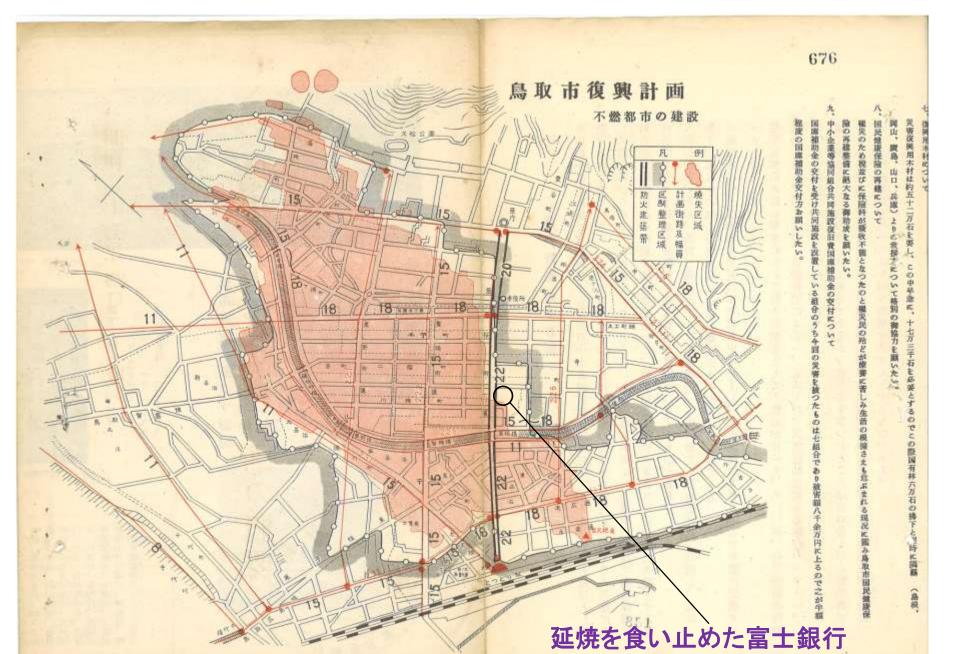




富士銀行向かい側



五階建ての水田洋服店(カ?)から駅方面見下ろす











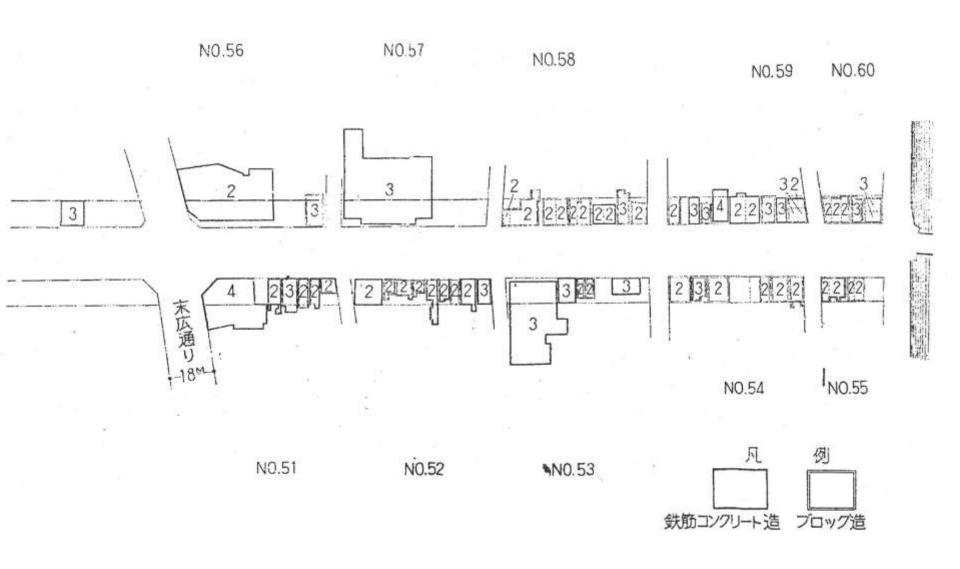




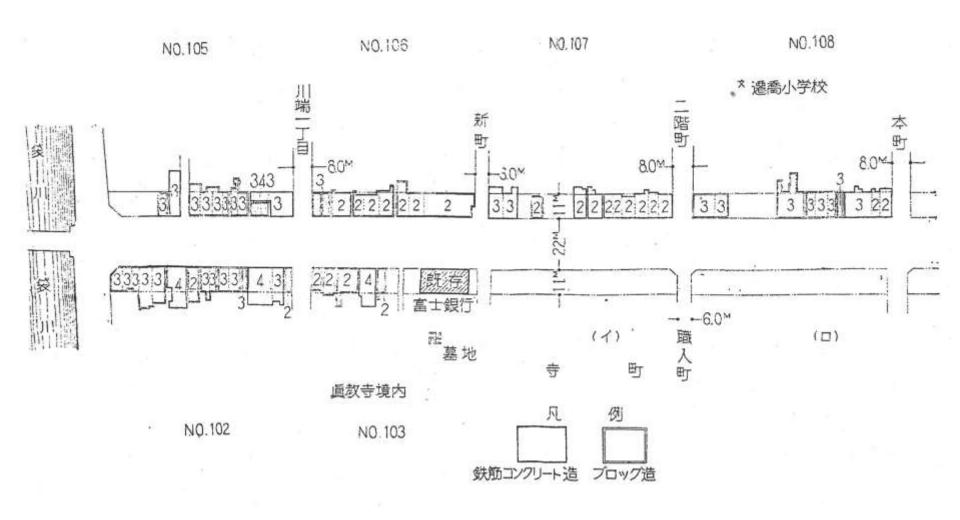


二九三二	11	11	- 11	灵		E	25	=	=	PH	二七五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	年度 階数・		総計	合プロツク造		≓ B		≓ B	iii B	R.C.遗合計		÷	700		#·C	1			in C	æ.c		
Ċ B	В	Ë B	ċ	ċ	÷ B	B	B	ċ	÷c	ċ	五 C	構造	n			犬	7	쿳	## ###	電		犬	#	芜	关	2				4	4		鳥
合鳥 児 銀銀 童	已能	大谷	田中実	店岸、山	高清荻石街、原水、原、木	内照田、今武		本山	鳥取銀行、	とりせん、	水田		鳥取市防火建築帯建築主一	光光	异	==	35	_	źμ	1	大	. 1	(-)	sia.	== (+)	=				ma	-	建二 建二 戸	鳥取市防火建築帯造成実績調
合銀 高銀 若 接 橋 に に に に に に に に に に に に に	日炎斤		美	山除合鼠	湊福岡福村 斧田村島静	今武井良		中山牧へ	殿行、				火建	霊	ini	1	^	Ť	*	1	ж	1	m	1	-	25				=	1	建三	火建筑
D製 同 右 製着接橋支店、				三階地區支	谷中西楠三 民島岛平木 中型加井荒	井、横山忠、高		本、中山牧本、中山牧	矢谷志,	西尾、岡田		月	楽帯は	10	sAg	ĭ	==	1	涎	1	232	1	-	1	1	26				Į,	J	F	帯造
高田原				築支	村澤藤 **	木村賢		<b>新山芳</b> 、				22	禁主	8298	==	İ	E	1	225	1	25.	b	1	1	E	==				I,	Ţ	建四月	成実績
富国生命爲取支店					之 本	野市		ガ、山		挟桑銀行			一覧表		0	1	Ė	1	1	t	-	I,	-	1	E	1				Ţ	,1	建六	調書
支店				石		大小		山松	鈴	矢		=	200	108	_	1	L	1	-	1	1	1	0	1	Ė	1				1	1	建七戸	
				石破	谷斧戸 口谷田 武晴、 柏	大小级、油森		山根、松下 松下		矢谷允、		戸		â	35	1	类	1	===	-	23 43	Į,	10	1	E	10				×	-	報 選 ニ	
					浜口木、	则下		下本	Ŀ	渡辺		独		Ãi >	<b>*</b> 0 =	_	1	-	1	1	iii m		(-)	1	(共)	1				1	1	命合	
					前但田見	中元 谷谷 木砂	th	l+	efa.					22	-	1	1	1	1	1	.84	4	1	25	=	d				1	a	章)出	
					平田	不村西、 村	麗印	上田	中島長、			Ξ		Dat	3	1	茓	1	232 36L	-	.396. (218	1	=	1	E	<u></u>		H		^		章)戸	
					平井	来识			大沢、金居			戸建		130			1	_	1	113	×==	200	()		ac.	4		П		1	ä	章 和	
砂	) [	#	袁	茶	舗	TANK .						四	(昭	-2	50.00-	T.	Y	4	1		誠	1		=		4		H		1	4	元 計	
				СВ		松本、鳥越			林、社			戸建	和三〇		- 5					M		, to	1 34		<b>○</b> +								101
						越							(昭和三〇年二月		3	建约	築	F	数				5 C		土は地域							dit	41月
31	<b>1</b> ⊨	3	一	建				大島				六戸建	力七日現							85	戸		した		記録戸数			1	1 11				(昭和三〇年二月一日現在)
						吉田						-13	在								戸		75 60 T		算した。							考	变
						H						七 -月 -					. ,			•			5	F.	60								

## 鳥取市防火建築帯図造成状況(末広通り~若桜橋)



### 鳥取市防火建築帯図造成状況(若桜橋~本町)



# 3 防火建築帯の建設経緯

- ●復興計画の基本方針(S20.4.20)
  - ●(S25.5.17建設省告示31号で準防火地域として指定)
  - ●焼失地域を中心とする54万坪を区画整理の実施地域に指定
  - ●鳥取駅前~県庁 若桜街道両側2キロを防火建築帯とする。
  - ●建築物を耐火構造として都市の防火壁とし、袋川堤に防火帯兼用の緑地 公園を配置し、市街地を十文字形、4区分に分断して防火都市を建設
- ●防火建築帯の指定まで
  - ●4月30日防火建築帯指定申請の提出
  - ●5月31日耐火建築促進法の国会成立
  - ●県・市の予算成立
  - ●8月2日建設省告示第1096号で指定

- ●地元関係者の反対意見
  - ●道路幅の拡張は片側商売となって商店の経営を圧迫することになる。
  - ●いかに国庫補助があるとはいえ、なお4,5億の居住者負担となるので、経済的に とうてい鉄筋ビルなど建てる余力はない。
- 県小川建築課長の説明
  - 指定地域になったところは、どうしても防火の鉄筋建築にしなければならない。 これには坪2万5千円の国庫補助がある。また、住宅金融公庫を利用すれば、住 宅分に対しては坪4万5千円の85%までは融資してくれる。最初は二階建でもよ いし、仕上げも完全なものでなくてもよいから、ぜひ完成してもらいたい。 『鳥取市大火災誌』(復興篇)p228



### 耐火建築促進法とは・・・

防火地区内に指定された、道路から幅11メートルまでの沿道の防火建築帯について、そこに建てられる耐火建築の三階部分までに、国と地方公共団体が、木造との建設費の差額の2分の1を交付

- ●第一条(目的) この法律は、都市における耐火建築物の建築を促進し、防火建築帯の造成を図り、火災その他の災害の防止、土地の合理的利用の増進及び木材の消費の節約に資し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。
- ●第二条(防火建築帯造成の原則) 防火建築帯は、都市の枢要地帯にあつて、地上階数三以上の耐火建築物が帯状に建築された防火帯となるように造成されなければならない。
- ●第四条(防火建築帯の指定) 建設大臣は、都市計画区域内の市町村における火災その他の災害を防止し、あわせて土地の合理的利用に資するため必要であると認めるときは、当該市町村の防火地域の全部又は一部について、防火建築帯を指定することができる。この場合においては、あらかじめ、当該市町村の長及び当該市町村を包括する都道府県の知事の意見を聞かなければならない。
- ※2, 3(略)

- 第六条(補助金の交付) 国は、防火建築帯の区域内において、地方公共団体が前条の規定により耐火建築物を建築する建築主に対して補助金を交付する場合又は当該地方公共団体が自らこれを建築する場合において、当該耐火建築物の建設大臣が指定する部分が、地上階数三以上のもの若しくは高さ十一メートル以上のもの又は基礎及び主要構造部を地上第三階以上の部分の増築を予定した構造とした二階建のものであるときは、当該耐火建築物の地上階数四以下及び地下第一階以上の部分について、当該地方公共団体に対して、その費用につき、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。 2(略)
- ●第七条(補助金額の限度) 前条第一項の規定により国が地方公共団体に対して交付する補助金の額は、耐火建築物と木造の建築物との単位面積当りの標準建築費の差額の四分の一に相当する額に、補助の対象となる耐火建築物の床面積の合計を乗じた額以内とする。但し、当該耐火建築物を建築する者が地方公共団体以外の者である場合においては、地方公共団体が建築主に対して交付する補助金の二分の一に相当する額をこえることができない。
- 2 非常災害に因り多数の建築物が減失した市町村において、第四条第一項の規定により指定した防火建築帯の区域で政令で定めるものの内においては、前項の規定は、非常災害の発生した日から一年間に限り、同項中「四分の一」とあるのは「三分の一」と読み替えて適用する。

# 4 戦後の都市不燃化の動き

#### 都市不燃化運動

- 東京工業大学教授田辺平学が講演「国土再建と建築家の責務」
- 1948年都市不燃化同盟の設立。会長(日本商工会議所高橋龍太郎会頭)、理事長(飯沼一省都市計画協会会長)、副理事長(戸田利兵衛全国建設業協会理事)、理事(伊藤滋日本建築学会長、今井久次郎組立耐火建築株式会社)ら。
- 5項目の建議…①住宅金融公庫による不燃建築への融資②公共建築物の不燃化③耐火建築への助成金交付④防火地区の防火建築化の徹底⑤耐火建築促進のための土地収用制度整備

→①1950年住宅金融公庫設置②官庁営繕法③耐火建築促進法

- 1949年不燃化促進議員連盟→1950年4月「都市不燃化の促進に関する決議」、衆議院建設委員会に小委員会を設置し議論
- 1952年5月耐火建築促進法成立

### 田辺平学の警鐘

- ●鳥取市の大火危険度は 約9ヶ月に1回となり、相当 危険度の高い都市に属す る。
- ●鳥取市は7級都市に位し、神戸・仙台・新潟・小樽・下関・秋田・青森などと並んで、全国でも危険度最大の都市群の一つにぞくする。
- ●空襲火災を免れたことは、 他の戦災都市に比して鳥 取市を都市計画的に著しく 近代化から取残させる結 果となった。

表 11. 大火危險度から見た都市等級

等 級	指 市 名			
	50 黨 以上	50~20 745	20~10 萬	10 萬未滿
1	京都	御	-46	
2	名古屋	旅本・超路		Tollo ( <del>es.</del> 10.10)
3	Date Hiller Street		施見鳥	划府·八王子
4	東京	福岡	小倉・松山・高知 山彩・編井・大津 宮崎	小田巌・顓山・川内 柏崎・富士宮
	大阪	札幌・尼崎・廣島 函館・綾皐	和歌山・布施・岡山 四目市・明石・高松 沼津・大分	郡山・長隣・高田
- 6	横濱		宿山・甲府・総島 室蘭・宇都宮	山口・都城・水戸 小松・今治・能代 武生・鹽釜・伊東 同谷・飯田
7	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	伽楽・新御	下闘・小線・微松 秋田・青森	高崎・松本・銚子 弘前・島取・松江 新宮
	1 級: Fp=40 000以上 5 級: Fp=10 000~5000			5000
偏考	2 版: Fp=4 3 級: Fp=3	0 000~30 000 0 000~20 000 0 000~10 000	6級: Fp=5000~2000 7級: Fp=2000 未満	
	ことに F=abxyz=大火危險度			
	h == 10 at 950			
201	-MIT - 000 - 100	カ=都市人口 Fp=1萬人常り大火	化输发	

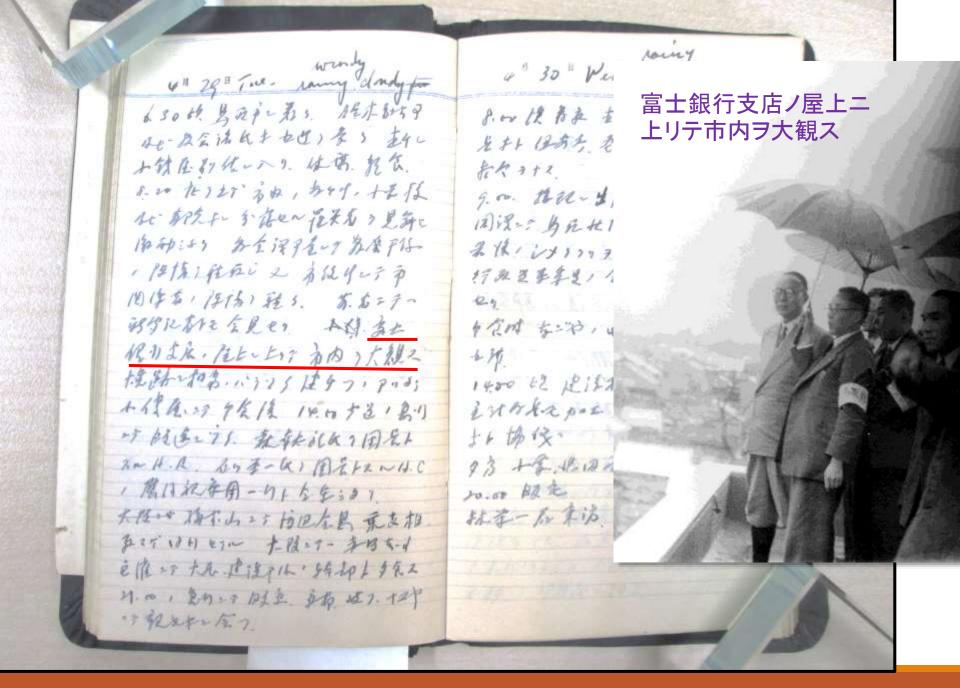
- ●A 暴風率:約7日に1回。D級。特に暴風の多い都市
- ●b 出火率:約10日に1回。E級。全国諸都市中でも出火率最高。
- ・x 消防力:6台。B級。(ただしS27大火時に出動しえたものはわずか3台。袋川堤下に自動車道路を設け、消火栓の水圧低下時又は近隣火災時に利用しうるようになっていたものの、この消防道路に県が引揚者住宅を建てて防火上の自殺行為を敢てし、更に残地には畠がつくられているのは問題。S27大火に当り、袋川の水利は活用し得られなかったのみならず、これ等の建物は風下への延焼の媒介物となり、著者の予言し、警告した通りの結果になってしまった。
- ●y 都市構成: 非戦災都市であるため都市計画的にはみるべきものが少ない。震災後、都市計画を改めたが、街路等は震災前の計画よりも寧ろ縮小されており、今日から見ると不徹底。 幅員が20mになる積りで後退した商店(下駄屋)等もあり、正直者が馬鹿を見ているのは遺憾である。
- ●〈公園緑地〉在来の公園としては、久松公園・樗谿公園があるのみである。共に市街地の東方山麓にある。西北風を最多風向とする鳥取市では、風下の郊外に位置しており、防火上は全然効果がない。

- ●〈危険地区〉袋川の北側(新橋一鹿野橋間)の堤防上に設けられた 引揚者及び寺町火災(S22.4バラック168戸焼失)の罹災者達のバラッ クが危険。特に若桜橋一鹿野橋間は堤防に沿って火災保険契約禁 止地区に指定すべく申請されている。市内唯一の防火帯として、又 都市美の上から最重要な袋川堤防に密集家屋を建てたことは、<u>鳥取</u> 市の自殺行為ともいうべきである。
- ●防火上のみならず、耐震上からも川端ギリギリに家を建てることは避くべきである。市内に支柱に支えられた家屋や、筋違を壁に表面から打ち付けた建物等も痛々しく残っているのに、人々は震災を早くも忘れたのであろうか! 建てた者も建てた者だが、建てさせた者も建てさせた者だ。
- •z 建築物:耐火建築は市民1万人あたり1.33。D級。瓦は付近から産するが、雨量が多い関係から湿気を吸わぬようにと赤色の薬掛瓦が多く用いられる。この種の瓦は型に歪みが多く、重ね目に間隙を生じ易いため、強風時の火災には無数の火の子がこの間隙に堆積し、屋根裏からの出火を来し易い。鳥取市大火の飛火43箇所中にはこの原因によるものが少なくない。

### 5 野田卯一日誌

- ●寄贈•寄託文書
- ●簿冊件数 101
- ●成部局 野田卯一
- ●組織歴 明治36年(1903)生まれ。岐阜出身。東京帝国大学卒、昭和2年(1927)大蔵省へ入省し、同省各局勤務を経て、昭和23年大蔵次官。日本専売公社副総裁を経て昭和25年参議院議員(自由党)、翌年第3次吉田内閣第2次改造内閣で建設大臣兼北海道開発庁長官。昭和28年衆議院議員となり、昭和51年三木内閣改造内閣で経済企画庁長官を務めた。平成9年(1997)没。
- ●資料履歴 平成25年(2013)12月、野田聖子氏より寄託。
- ●内容 野田卯一による昭和3年(1928)から昭和63年(1988)まで(欠年あり)の日記、スケジュール帳、雑記。





- (4月17日)帰宅後鳥取大火二付新聞社ヨリ電話シキリナリ夜半二及ブ、焼失 戸数5,000二上ル
- (18日)9:00 閣議 鳥取大火ノ対策二付復旧対策本部ノ設置、繋ギ資金2億円、住宅金ユ公庫2億、係官ノ現地派遣ノ4項目ヲ決定シタリ
- (20日)19:00 石破都市局長、鳥取大火ノ視察報告二来訪ス
- (22日)21:00ヨリ官邸ニテ鳥取大火ノ報告完成
- (23日)9:30登院ス中田次官、鳥取ヨリ、報告アリ10:30頃 H.C.(衆議院)ノ本会議ニテ鳥取大火ニモシテ報告ヲナス
- (28日)22:50過ノ列車ニテ鳥取ニ向フ、普通二等ニテ而モ満員ナリキ
- (29日)6:30頃、鳥取市二着ク、鈴木副知事及ビ県会諸氏等出迎ヲ蒙リ、直チニ小銭屋別館二入り、休憩、朝食、8:20店ヲ出デ、市内ノ数ヶ所ノ小学校及ビ寺院等二分宿セル罹災者ヲ見舞ヒ、激励シタリ、県会議事堂ニテ県会干係ノ陳情ヲ聴取シ、又市役所ニテ市関係者ノ陳情ヲ聴ク、前者ニテハ新聞記者トモ会見セリ、<del>小銭</del>富士銀行支店ノ屋上ニ上リテ市内ヲ大観ス、焼跡ニ相当ノバラツク建チツヽアリタリ、小銭屋ニテ午食後14:50少過ノ急行ニテ帰途ニツク、森幸太郎氏ヲ団長トスルH.R、石川栄一氏ヲ団長トスルH.Cノ慰問視察団一行ト同車シタリ
- (30日)8:50頃着京、直チ二国会、大野木次長等ト保安庁・経済審議庁干係ニテ打合ヲナス9:00総理二出張ノ挨拶報告ヲナス、閣議ニテ鳥取状況ノ報告、行革ノ最後ノシメククリヲナス

# おわりに

- ●防火建築帯は歴史遺産
  - 正:戦後の耐火建築・防火都市建設のさきがけ
  - 負: 大火発生原因にs18鳥取地震、戦時物資不足、引揚者バラック
- ●防火建築帯の再生の課題が指摘されている。
  - 老朽化、空き店舗、住宅部分の未利用化
  - 地権者の組織化による再開発
    - ・「鳥取市における防火建築帯再生に関する研究」岡田昭人ほか、2010年
    - 「鳥取市の火災復興土地区画整理事業に関する史的研究」三宅潤ほか、2014年
- ●それと、鳥取大火全体でいえば
  - 警察予備隊の救援
  - 米軍兵站司令部からの物資援助
  - 一方、美保飛行場周辺では・・・